

小豆島町人権教育・啓発に関する基本計画 ～しあわせづくりへの教育・啓発～

2020（令和2）年5月改定版



小豆島町
SHODOSHIMA

目次

はじめに	1
1. 人権教育・啓発の基本的あり方	3
人権を身近なものと捉え、主体的な行動へと結びつく教育・啓発	
発達段階を踏まえた効果的な教育・啓発	
共通の意識に基づく教育・啓発	
町民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保	
2. 人権教育	7
3. 人権啓発	8
4. 個別人権課題への対応	10
5. 人権に関わりの深い特定職業従事者への取り組みの推進	13
6. 計画の推進	14
◆資料	
・小豆島町人権を擁護する条例	15
・人権尊重の町宣言	16

は じ め に

人権とは誰もがしあわせに生きるための自由と権利であり、しあわせを求めることは権利として憲法で保障されています。

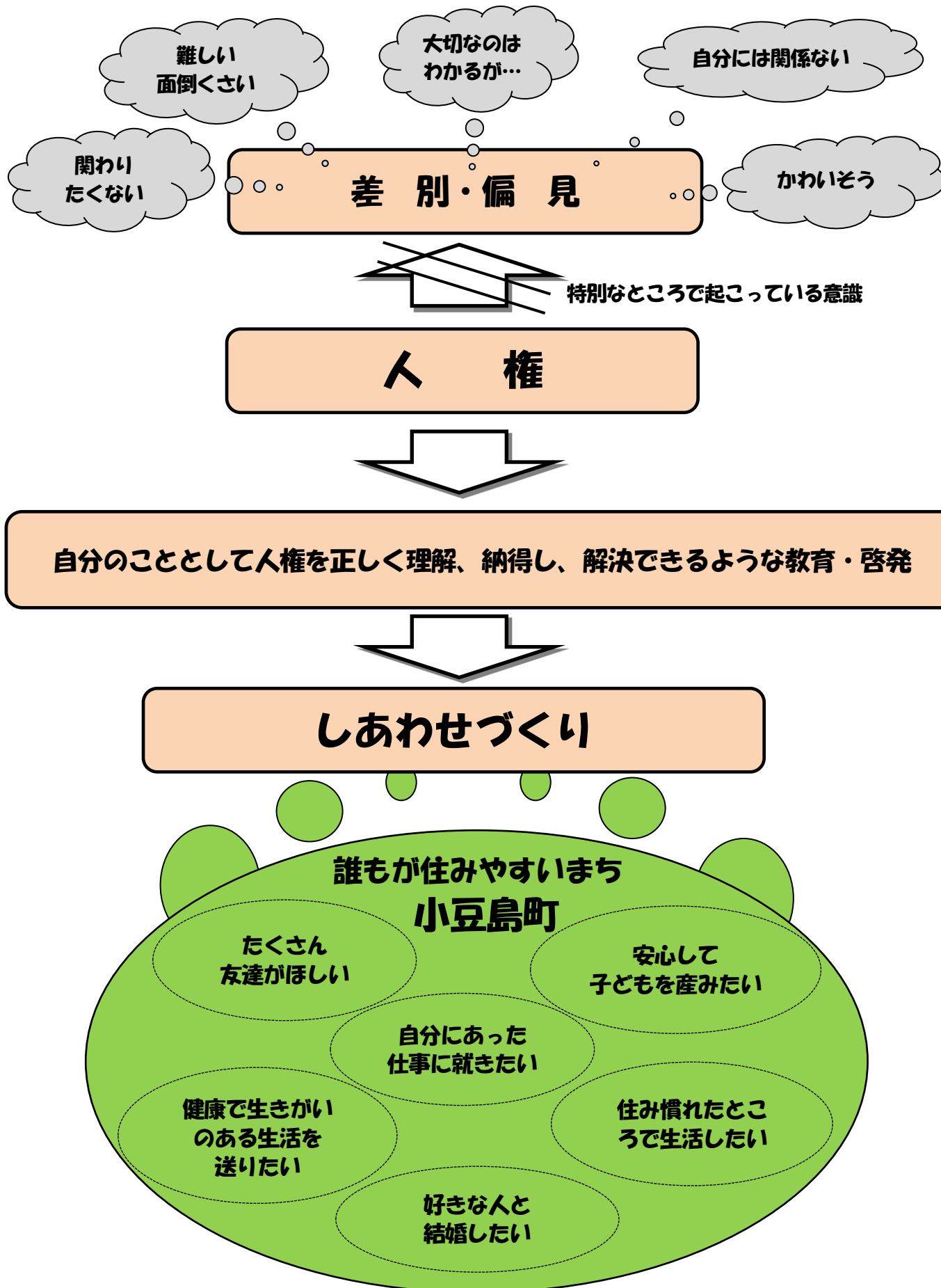
人権を認めないことを差別（人権侵害）といいます。

小豆島町では、「小豆島町人権を擁護する条例」の制定や「人権尊重の町宣言」をするなど、部落差別をはじめとするあらゆる人権課題を解決し、「誰もが住みやすいまち」をめざしています。

これまでも、さまざまな場を通じて人権教育・啓発を推進するとともに、個別人権課題に取り組んできましたが、不当な差別等の人権侵害が完全になくなったとは言えません。このようなことを踏まえ、2014（平成26）年3月に人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定しました。

今回、情報化の進展に伴うインターネット上での誹謗中傷や2018（平成30）年に実施した「人権・同和問題に関する町民意識調査」の結果なども踏まえ、これまでの基本計画を継承、発展させ、人権施策の一層の推進を図るため、「小豆島町人権教育・啓発に関する基本計画」を改定しました。

目標：誰もが住みやすいまちをめざします



1. 人権教育・啓発の基本的あり方

人権教育・啓発の基本的あり方として、次の点に留意しながら推進していきます。

1

人権を身近なものと捉え、主体的な行動へと結びつく教育・啓発

人権は差別や偏見など一部の人に向けられるものと思われがちですが、一部の人だけに関わるものではなく、一人ひとりの日常生活において、家庭・学校・地域・職場など、あらゆる場面で身近に存在するものです。

誰もが他人の人権を侵害したり、他人から人権を侵害されたりする可能性があり、すべての人にとって無関係な事柄ではありません。また、互いの人権が尊重されることでしあわせに生活することができます。

人権をより身近なものと捉え、一人ひとりが関わることとして人権感覚を身につけるとともに、人権に関わる問題があったときには、傍観者的な姿勢ではなく、主体的な行動へと結びつけることが人権教育・啓発の重要な目的であり、継続的な取り組みを進めます。

「人権」と聞くと、どのようなイメージをもちますか。(上位6位)

		2011年	2018年
1	しあわせづくり(権利や自由を保障する)のことである	23.9%	30.8%
2	差別のことである	29.8%	30.2%
3	同和問題(部落差別問題)のことである	27.5%	17.9%
4	かたくなるしいことで難しいことである	7.7%	8.9%
5	言葉はよく聞くが意味はぴんとこない	6.6%	8.4%
6	一部の人たちのことで、自分とは関係がないことである	2.8%	1.1%

【人権・同和問題に関する町民意識調査より】

人権へのイメージ

差別・偏見 ⇒ しあわせづくり
への意識転換を進めます

発達段階を踏まえた効果的な教育・啓発

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とするものであり、家庭・学校・地域・職場などあらゆる場、あらゆる機会をとおして実施することにより効果をあげることができます。

そのため、対象者の発達段階を踏まえ、教育・啓発の内容や方法を創意工夫しながら実施します。

人権に関する講演会や研修会に参加しなかった理由は何ですか。(上位4位)

- | | | | |
|---|-----------------|-----|-------|
| 1 | 研修会があることを知らなかった | ・・・ | 35.6% |
| 2 | 興味が持てなかった | ・・・ | 23.8% |
| 3 | 他の用事を優先させた | ・・・ | 11.2% |
| 4 | 人権に対して関心がなかった | ・・・ | 10.4% |

【2018年人権・同和問題に関する町民意識調査より】

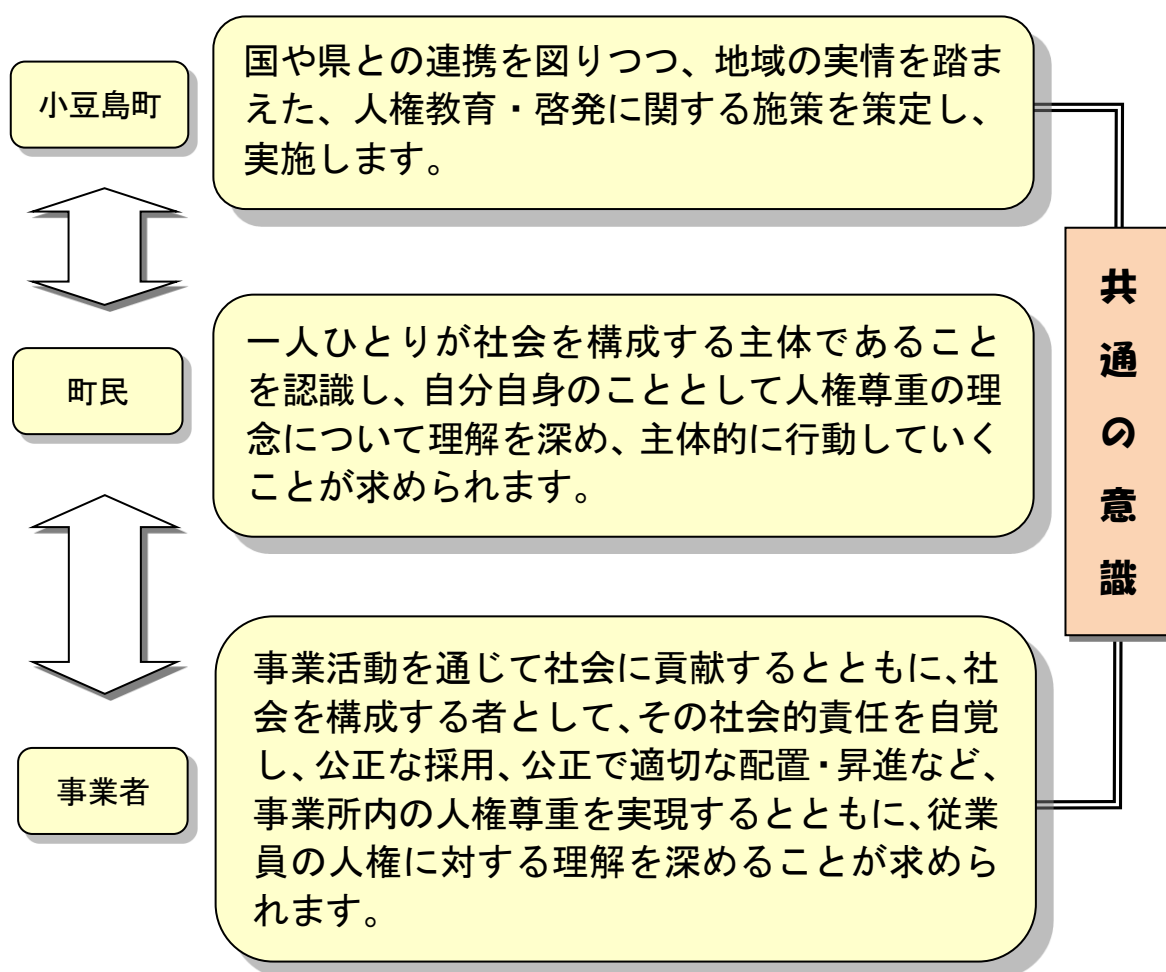
- ・周知・開催方法の工夫をします
- ・内容の工夫・充実を図ります



共通の意識に基づく教育・啓発

人権教育・啓発は、社会全体で取り組んでいくことが重要です。町民・事業者・行政が、それぞれの役割を自覚し、ともに手を携えてまちづくりを進める「共通」の意識に基づいて、人権教育・啓発を推進していく必要があります。

それぞれの役割は、概ね次のように考えられます。



**町民・事業者・行政がそれぞれの役割分担を自覚し
共通の意識が持てるように取り組みます**

町民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、町民一人ひとりの人権に関する権利・義務の意識や内面的問題に関わることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないよう十分留意して行います。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、内容、実施方法なども、町民から幅広く理解と共感を得られるよう主体性や中立性の確保を旨とした人権教育・啓発を行います。

行政機関などが行う人権啓発に何を望むか（3つ以内選択・上位5位）

- | | | | |
|---|-------------------------------------|-----|-------|
| 1 | 実例などをあげてどんな問題が起きているのか、具体的に知らせてほしい | ・・・ | 54.6% |
| 2 | 差別の話ばかりでなく、逆に明るい話題、説得力のある内容にしてもらいたい | ・・・ | 31.9% |
| 3 | 構えなくても誰でも気軽に参加できる内容にしてほしい | ・・・ | 27.9% |
| 4 | 若い人向けの啓発を工夫してほしい | ・・・ | 25.0% |
| 5 | 差別はいけないことだから、町民はどうすればよいかわせてもらいたい | ・・・ | 18.2% |

人権啓発での関心テーマ（3つ以内選択・上位5位）

- | | | | |
|---|---------------------|-----|-------|
| 1 | 暮らしの中の身近な人権 | ・・・ | 57.6% |
| 2 | 差別を受けている人たちの思いや訴えなど | ・・・ | 33.5% |
| 3 | 人権問題の解決をめざす取り組みの実例 | ・・・ | 24.4% |
| 4 | 学校での人権教育の内容紹介 | ・・・ | 23.1% |
| 5 | 同和問題以外の様々な人権 | ・・・ | 22.8% |

【2018年人権・同和問題に関する町民意識調査より】

・身近な人権課題をとりあげます
・差別を教えるのではなく、差別をしないための教育・啓発を行います

2. 人権教育

人権教育は、一人ひとりの生命と尊厳を尊重するという人権尊重の理念について基礎的な知識を体得し、感性を養い、それを実践に生かす態度や行動力の育成を目的とするものです。幼児期から成人に至るまでの就学前教育・学校教育と、成人を対象にした社会教育の両面での充実と連携を図り、地域の実情を踏まえつつ、町民が生涯を通じて学べるよう人権教育を推進します。

就学前教育

遊びや生活を通じた指導の中で、規則正しい生活習慣や、人との親しみや関わりを深めるなど健康な心と体の育成に努めます。

- 基本的生活習慣の定着
早寝・早起き・朝ごはん
- 知的能力の育成
絵本の読み聞かせ
- 異年齢交流
相手を思いやる心の育成

学校教育

一人ひとりの子どもがお互いにかかけあえない存在として尊重し、高めあう人間関係を築き、なかまと共に偏見や差別を解決しようとする態度の育成に努めます。

- 自尊感情の醸成
自分自身を大切にする心
- 共生の態度の育成
他者を思いやる心
- 人権感覚豊かな学習環境の創造
なかまづくり、居場所づくり

社会教育

一人ひとりが人権を自らのこととして捉えるため、身近にある公民館などの社会教育施設で、地域課題や町民の学習ニーズに対応した様々な学習活動を推進します。

- | | |
|-------------------|---------------|
| ● 生涯学習としての人権教育の推進 | 年代に応じた学習機会の充実 |
| ● 学習プログラムの整備 | 参加者ニーズに対応 |
| ● 人材の育成 | 指導者の発掘、育成 |



生涯を通じて、あらゆる場での人権教育

3. 人権啓発

人権啓発は、一人ひとりに人権尊重の理念を普及させ、それに対する理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動です。

現状と課題

より多くの町民への啓発に重点をおいた、講演会や作品展示会、広報誌の活用などによる啓発は、人権に関する知識や情報を身につけるという観点からは効果があります。しかし、得られた知識や情報を自分自身のこととして捉え、日常生活の中で主体的な行動に結びつけることができなければ、知識や情報は形骸化する恐れがあります。

人権啓発に接したり参加したりしての印象・感想（3つ以内選択・上位5位）

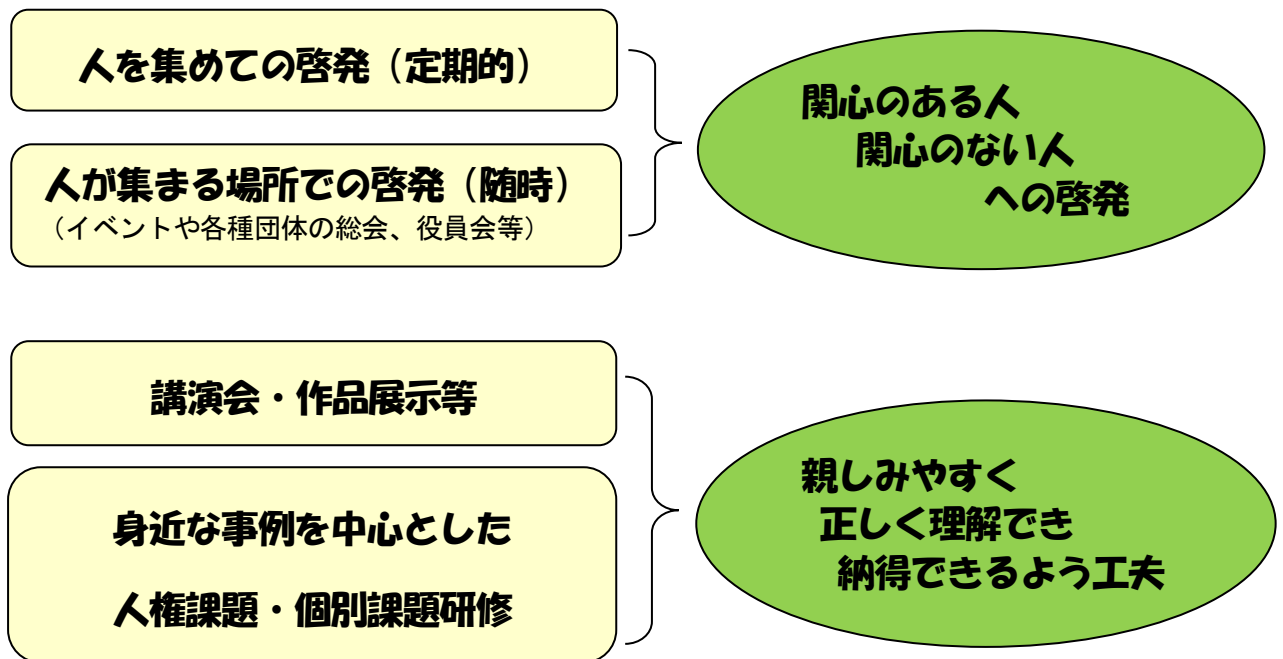
- | | | | |
|---|----------------------------|-----|-------|
| 1 | 身近な話がほとんどなく、建て前のような内容が多い | ・・・ | 20.6% |
| 2 | どこも似た内容が多く、ほとんどかわり映えない | ・・・ | 20.1% |
| 3 | このようなことをしても人権侵害はなくならないと思った | ・・・ | 20.4% |
| 4 | よく理解でき、人権の大切さがわかった | ・・・ | 31.5% |
| 5 | いつも参加する人が同じ | ・・・ | 16.9% |

【2018年小豆島町人権・同和問題意識調査より】

今後の取組

人権・同和問題に関する町民意識調査の結果から、人権に関する講演会や研修会に多く参加している方の人権意識は高く、啓発の効果は認められました。今後は、講演会などに参加されていない方にいかにして参加していただくかが重要になります。そのため、周知方法や開催方法を工夫、社会問題となっている人権課題をタイミングよくとりあげるなどの工夫を進めます。

また、ワークショップや体験学習のような町民が主体的・能動的に参加できる手法も取り入れながら啓発を推進します。



直近5年間の講演会等参加回数別意識（1つ選択）

設 問	回 答	参加なし	1, 2 回	3 回以上
1 「人権」と聞くと、どのようなイメージをもちますか	しあわせづくりのこと	26.3%	33.8%	49.3%
2 同和問題についてどう思いますか	絶対に許せないこと	27.9%	38.5%	52.7%
3 就職・結婚などに際して身元調査を行うことについてどう思いますか	必要ない	27.0%	32.1%	55.4%

【2018年小豆島町人権・同和問題意識調査より】

企業・事業所での人権尊重の推進

経営者を含む従業員全員が人権意識の向上とともに、人権尊重や法令遵守を徹底する意識を持ち、職場での理解を促進するための研修などを行う必要があります。

また、従業員一人ひとりを尊重することが、企業・事業所にとっての今日的な課題であることや、人権の尊重された職場づくりの必要性を啓発するとともに、取り組む事業者を支援します。

4. 個人人権課題への対応

部落差別

- 部落差別についての理解と認識の促進**
 - ・ 指導者の養成
 - ・ 学校教育における同和教育の内容の充実、保護者啓発
- 雇用の促進**
 - ・ 公正な採用選考に向けての企業内研修の支援
- 身元調査の排除**
 - ・ 登録型本人通知制度の登録推進
- えせ同和行為の排除**
 - ・ 関係機関や他市町、事業者との連携
- 地域交流の促進**
 - ・ 隣保館でのイベント等による地域内外の交流

障がい者

- 障がい者の人権についての理解と認識の促進**
 - ・ 障がい者との交流を通じて障がいについての理解と関心を深めるための啓発
 - ・ 障がいを理由とする差別を解消するための啓発
- 障がい者へのあらゆる暴力の根絶**
 - ・ 虐待防止等ネットワーク会議との連携による啓発
- 暮らしやすいまちづくりと社会参加の促進**
 - ・ 雇用、就業、生活の場の確保及び地域交流活動の推進
 - ・ 社会的障壁の除去

高齢者

- 高齢者の人権についての理解と認識の促進**
 - ・ 疑似体験や認知症サポーター養成講座などを通じて高齢者に対する先入観、固定観念を改める啓発
 - ・ 高齢社会に対する理解や介護・福祉についての啓発
- 高齢者へのあらゆる暴力の根絶**
 - ・ 虐待防止等ネットワーク会議との連携による啓発
- 共助のしくみづくりと高齢者の社会参加**
 - ・ 介護予防、社会参加、生きがいづくりの推進

女性

○個人の尊重と男女平等意識の定着

- ・ 男女平等を推進する教育・学習の充実

○女性へのあらゆる暴力の根絶

- ・ 虐待防止等ネットワーク会議との連携による啓発
- ・ セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなど暴力をなくすための体制づくり

○社会参画の促進

- ・ 雇用分野における男女の均等な機会、待遇確保のための環境整備
- ・ 政策・方針決定過程（審議会等）への女性参画の推進
- ・ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- ・ 固定的性別役割分担意識の解消

子ども

○子どもの人権についての理解と認識の促進

- ・ 学校での人権を尊重した教育や学校運営
- ・ 保護者や地域との連携による地域に根差した人づくり

○子どもへのあらゆる暴力の根絶

- ・ 虐待防止等ネットワーク会議との連携による啓発

○子どもの健全育成の推進

- ・ 子どもの自主性、社会性を育てる活動機会の拡充
- ・ 学校での教育相談体制の整備や研修による教職員の資質向上

インターネットによる人権侵害

○啓発活動の推進

- ・ 利用者、プロバイダ等が個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解や認識を深めるための啓発
- ・ 情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについての理解を深めるための教育の推進・啓発

性的少数者

○啓発活動の推進

- ・多様な性への理解が深められ、性的少数者の尊厳が守られるための啓発

○パートナーシップ制度導入の検討

- ・性的少数者に対し、2人のパートナーシップが婚姻と同等であると自治体が承認する制度導入の検討

○学校における正しい知識の普及

- ・学校での職員研修など教職員の理解促進
- ・児童・生徒への配慮・支援

外国人

○町民意識の啓発

- ・言語、文化、習慣などの違いによる偏見や差別を解消するための啓発

○国際理解の教育

- ・外国人のもつ文化、習慣などを尊重し国際時代にふさわしい人権意識を育てる教育の推進

その他の人権課題

ハンセン病回復者、HIV感染者、犯罪被害者、刑を終えて出所した人、災害被害者など地域の特性や社会情勢を背景にしたさまざまな人権課題

○啓発活動の推進

- ・日常生活の中からあらゆる差別や偏見をなくしていくため、それぞれの性質や状況に応じた人権教育、啓発の推進

5. 人権に関わりの深い特定職業従事者への取り組みの推進

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する教職員・社会教育関係職員・福祉関係職員・医療関係職員などに対する研修等の取り組みが不可欠です。

公務員

- 人権尊重の精神に立った行政施策の推進を図ることができるよう研修の充実に努めます。
- 各職場において町民の立場に立った窓口接遇を徹底します。

教職員・社会教育関係者

- 学校が一体となって人権教育を推進し、人権尊重の考えに立った行動ができる子どもの育成、校内研修の充実に努めます。
- 地域社会での指導者として、さまざまな人権課題の解決に資することができるように努めます。

保健・医療・福祉関係者

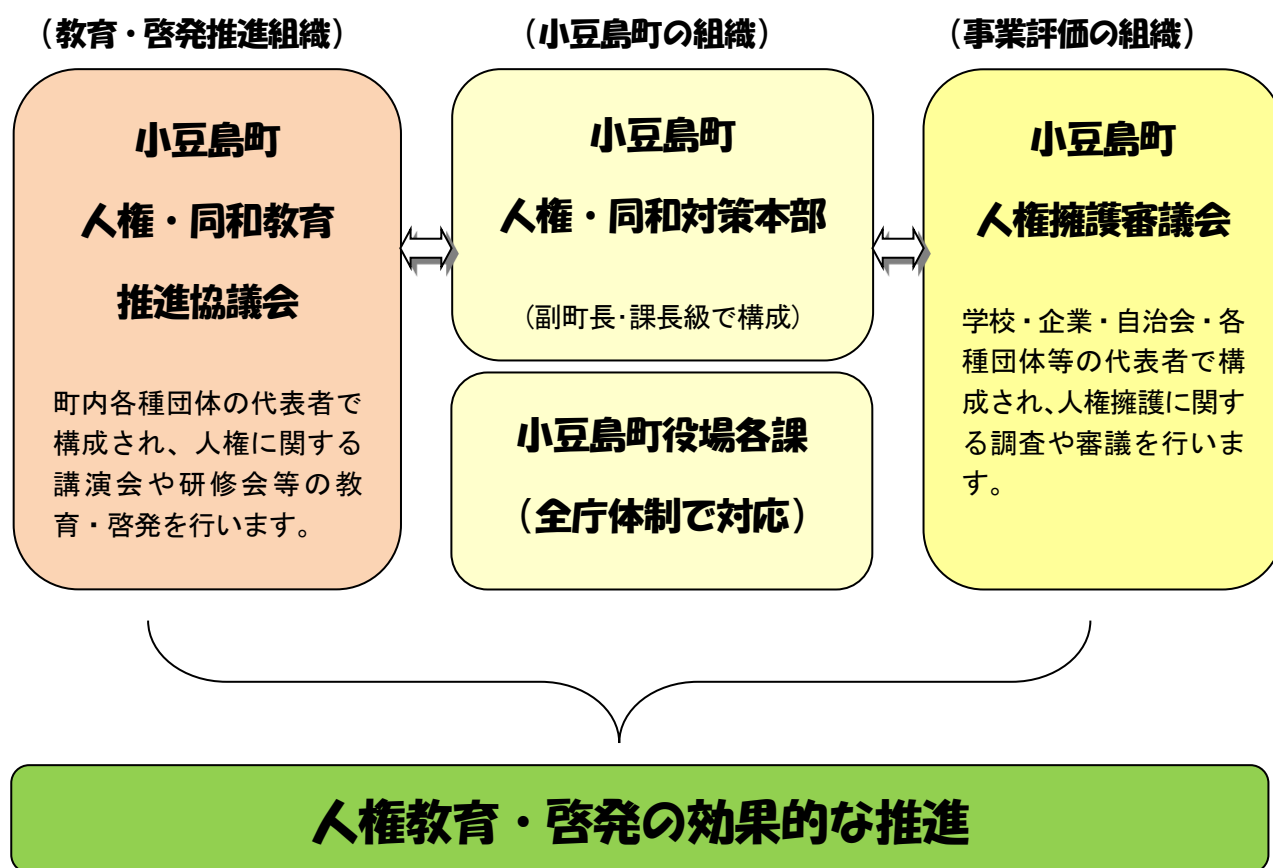
- 個人のプライバシーへの配慮やインフォームドコンセントの徹底を図るなど職務の遂行に当たって人権に配慮した適切な対応ができるよう人権教育・啓発の取り組みの充実に努めます。

その他

- 消防職員や警察官への人権教育・啓発をはじめ、その他司法書士や宅建業者など人権に関わりの深い職業の者についても、積極的な取り組みの充実に努めます。

6. 計画の推進

人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るために、町長を会長とした「小豆島町人権・同和教育推進協議会」と、副町長を本部長とし、各課長などで構成される「小豆島町人権・同和対策本部」を中心として、全庁体制で関係各課の緊密な連携のもと、本基本計画を推進します。また、関係課はこの計画の趣旨を十分に踏まえて、その施策に関する理解と認識を深め、常に人権尊重の精神に立って職務を遂行していきます。



本町の人権をめぐる諸状況、人権教育・啓発の現状、町民の意識などを把握するよう努めるとともに、社会経済情勢の変化などに対応するため、必要に応じて適宜本計画の見直しを行うものとします。

資 料

○小豆島町人権を擁護する条例

○人権尊重の町宣言



小豆島町人権を擁護する条例

平成 18 年 3 月 21 日

条例第 109 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別をはじめ、障害者差別、男女差別その他のあらゆる偏見や差別をなくし、人権を擁護するための町民の責務、町の施策について必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって平和で明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(町民の責務)

第 2 条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、前条の目的を実現するよう努めるものとする。

(町の施策)

第 3 条 町は、あらゆる偏見や差別をなくし、人権を擁護するために必要な教育、啓発活動及び生活環境の改善等住民福祉の増進に関する施策を推進するものとする。

(調査等)

第 4 条 町は、前条の施策の推進に反映させるため、必要に応じ調査を行うものとする。

(審議会)

第 5 条 町は、第 3 条に規定する施策の推進についての重要事項を審議するため、小豆島町人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営については、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 21 日から施行する。

人権尊重の町宣言

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。

小豆島町民は、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、町民一人ひとりがお互いを理解し、人権意識の高揚に努め、人が人に差別されない、人が人を差別しない社会の実現を希求する。

ここに、あらゆる差別の撤廃と人権の確立を誓い、本町を「人権尊重の町」とすることを宣言する。

平成 19 年 6 月 21 日議決

小 豆 島 町

小豆島町人権教育・啓発に関する基本計画

2014（平成26）年3月策定

2020（令和2）年5月改定

発行：小豆島町住民生活課人権推進室

〒761-4492

香川県小豆郡小豆島町片城甲44番地95
